

## ○由布市補助金等の交付に関する規則

平成 24 年 3 月 30 日

規則第 12 号

由布市補助金交付規則（平成 17 年規則第 46 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則に別段の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助金等 本市が本市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。
- （2） 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3） 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

（執行上の責務）

第 3 条 補助金等に係る予算の執行は、法令及び予算の定めるところに従い、公正かつ効率的に行わなければならない。

（補助事業者等の責務）

第 4 条 補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

（交付の申請）

第 5 条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、補助金（又は交付金等）交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 工事の施工にあつては実施設計書
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の書類の記載又は添付を省略させることができる。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やか

に補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、補助金（又は交付金等）交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助金交付決定にあたり条件を付することができる。この場合、補助金（又は交付金等）交付決定通知書にその条件を付して通知するものとする。

3 市長は、第1項の調査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、補助金（又は交付金等）不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定をしないことができる場合）

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

（1） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2） 暴力団員 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の決定通知書により通知を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（計画変更等の申請等）

第9条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助（又は交付等）事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（1） 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。

（2） 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

（3） 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 第6条に定める決定の通知は、第1項の規定による変更をした場合について準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他市長が定める特に必要な場合に限る。

（補助事業等の遂行等の指示）

第11条 市長は、補助事業者等が提出した報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を指示するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助（又は交付等）事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

（1） 収支決算書

（2） 領収書その他の支出を証する書類又はその写し

（3） その他市長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

（補助金等の額の確定等）

第14条 市長は、第12条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金（又は交付金等）交付確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者

に対し通知するものとする。

(交付の時期等)

第15条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助事業者等が、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金（又は交付金等）交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(概算の申請等)

第17条 補助事業者等が、第15条ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとするときは、補助金（又は交付金等）概算交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、概算による交付が適当であると認めたときは、概算交付額を決定し、補助金（又は交付金等）概算交付決定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 前項による通知を受けた補助事業者等が、補助金等の概算交付を受けようとするときは、補助金（又は交付金等）概算交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者等に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者等は、第18条第1項の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等並びに第12条に掲げる書類を整備し、市長が定める期間保存しておかなければならない。

(調査又は報告)

第24条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行し、改正後の由布市補助金等の交付に関する規則の規定は、平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

(由布市自治区放送施設に関する補助規則の一部改正)

2 由布市自治区放送施設に関する補助規則（平成17年規則第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(由布市防犯灯施設に関する補助規則の一部改正)

3 由布市防犯灯施設に関する補助規則（平成17年規則第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部改正)

4 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成20年規則第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例施行規則の一部改正)

5 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例施行規則（平成17年規則第126号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年3月31日規則第11号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第50号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和４年１月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第１４号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。